

個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務に係る一般競争入札参加資格認定要領

令和8年7月1日制定

（趣旨）

第1条 個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務（以下「本件業務」という。）に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（以下「審査要綱」という。）第8条の規定による認定については、この要領の定めるところによる。

（参加資格の認定）

第2条 本件業務に係る一般競争入札参加資格の認定は、審査要綱第3条及び第4条について、次条に定める資格審査の基準により審査し、すべて適合することをもって行う。

（資格審査の基準）

第3条 資格審査の基準は、審査項目ごとにそれぞれ次の表に定める事項とする。

審査項目	審査基準	備考
暴力団員等に該当しないことの確認	該当しないことを確認する書類が提出されていること。	
公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体等に該当しないことの確認		
府税、消費税及び地方消費税の滞納の有無	府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	
2営業年度以上の営業実績の有無	審査要綱第4条第2号に定める審査基準日において、直前の2営業年度以上の営業実績を有していること。	
審査要綱第5条に定める申請書及び同第6条に定める添付書類における虚偽の事実の記載	虚偽の事実の記載のないこと。	
過去2年以内に府、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と個人防護具の取引実績が2以上あることの確認	実績が確認できる書類が提出されていること	
平時から府内の5以上の医療機関又は卸売販売業者への個人防護具の納入実績が4年間以上あり、かつ、各年間の取引件数が10件以上あることの確認		

<p>入札仕様書で示す仕様に合致する個人防護具を日常的に取り扱っていることの確認</p>		
<p>流通在庫備蓄を行う各個人防護具の年間の取引量(日常的に医療機関に販売している年間数量であり、卸売販売業者を介して日常的に医療機関に納品される場合の卸売販売業者に販売する数量を含む)が仕様書で示す調達数量の合計値の3分の1以上取扱いのあることの確認</p>		

(参加資格の認定資料)

第4条 参加資格の認定に必要な資料は、審査要綱第6条各号に定める添付資料とする。

(参加資格の認定の有効期間)

第5条 参加資格の認定の有効期間は、審査要綱第10条に定める期間とする。

附 則 この要領は、令和8年7月1日から施行する